

おいらせ町農業集落排水事業経営戦略

(令和4年度～令和13年度)

令和5年3月

青森県 おいらせ町

おいらせ町農業集落排水事業経営戦略

団体名 : 青森県おいらせ町

事業名 : 農業集落排水事業

策定期日 : 令和 5 年 3 月

計画期間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度 (22年目)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用 【法適用予定・一部適用】 令和6年4月1日
処理区域内人口密度	17.8人/ha (令和3年度末現在)	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	1処理区		
処理場数	1箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	計画人口3,250人にて整備を終了しています。平成29年に最適化整備構想を策定し、詳細診断(R1)、費用対効果分析(R2)、実施設計(R3)の後、令和4年度より機能強化対策工事実施しています。令和5年度には維持管理適正化計画を策定し、施設の適切な管理・運営に努めます。 計画人口外については、合併処理浄化槽による汚水処理(宅内浸透)を実施しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圈構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 ・基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定しています。(従量使用料制) ・使用水量が多いほど単価を高くする累進制を採用しています。 <p>【料金体系】 令和5年3月31日まで</p>						
		基本使用料 (1ヶ月につき)	従量料金 (超過使用料)				
		汚水量 (m ³)	使用料	汚水量 (m ³)	使用料 (1m ³ あたり)		
	一般汚水	10m ³ まで	1,200円	11～30m ³	120円		
				31～50m ³	140円		
				51～150m ³	160円		
				151m ³ 以上	180円		
	公衆浴場・プール汚水	10m ³ まで	900円	11m ³ 以上	20円		
	令和5年4月1日～						
		基本使用料 (1ヶ月につき)	従量料金 (超過使用料)				
		汚水量 (m ³)	使用料	汚水量 (m ³)	使用料 (1m ³ あたり)		
	一般汚水	5m ³ まで	1,100円	6～10m ³	135円		
				11～20m ³	146円		
				21～30m ³	165円		
				31～40m ³	176円		
				41～50m ³	182円		
				51～80m ³	192円		
				81～100m ³	202円		
				101～150m ³	215円		
				151～200m ³	232円		
				201m ³ 以上	255円		
				公衆浴場・プール汚水	10m ³ まで 900円 11m ³ 以上 20円		
業務用使用料体系の概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 						
その他の使用料体系の概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般汚水と公衆浴場汚水を区別しています。 						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	2,640 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	2,860 円		
	令和2年度	2,640 円		令和2年度	2,880 円		
	令和3年度	2,640 円		令和3年度	2,880 円		

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

(3) 組織

職 員 数	地域整備課（下水道係組織図）	
	<pre> graph TD A[地域整備課 課長 1名 補佐 1名] --- B[業務係 2名] A --- C[工務係 1名] A --- D[施設維持係 1名] </pre>	計 6名
事 業 運 営 組 織	地域整備課(下水道業務係、工務係、施設維持係) ※公共下水道事業兼務	

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	管きよ施設：調査・修繕・清掃業務を仕様発注にて委託しています。 マンホールポンプ場施設、処理場の維持管理業務等を仕様発注にて委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

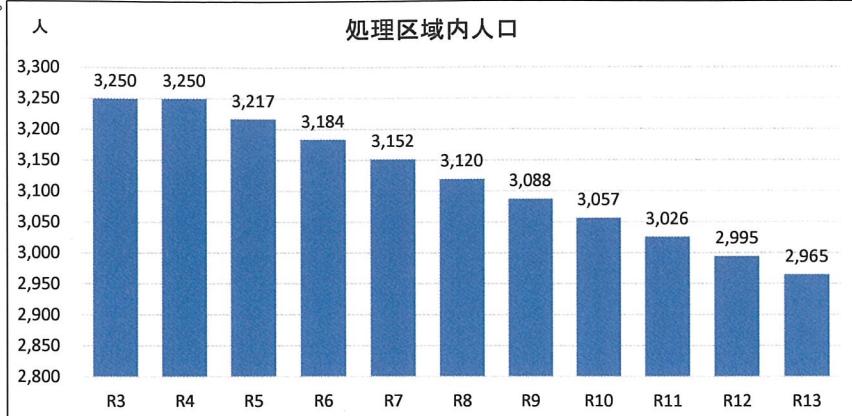
令和3年度決算に基づいた経営比較分析表を添付しています。

令和3年度決算における経費回収率は、50%程度であり受益者負担の原則に基づき下水道使用者が負担すべき汚水処理原価282.94円/m³に対し、使用料水準を示す使用料単価は145円/m³であり、使用料収入だけでは、汚水処理要する経費を賄えておらず、一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない状況となっています。近年の情勢から維持管理に要する経費が上昇する見込みが強いため令和10年度まで現状の経費回収率は維持しつつ、できる限り維持管理費用の節減に取り組み、経費回収率の向上に努めます。
また、令和5年4月1日から使用料の改定(平均改定率30%)を行います。

2. 将来の事業環境

(1) 处理区域内人口の予測

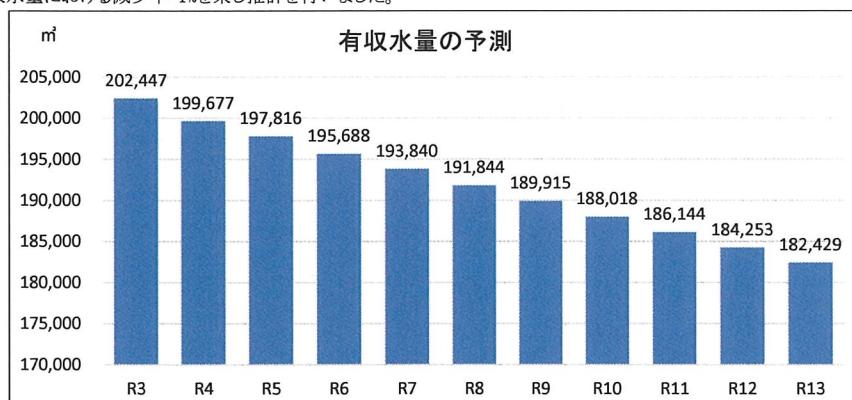
「国立社会保障・人口問題研究所」における人口推計を使用し、区域内比率を求め今後の人口予測を行いました。町全体の人口減少に伴い、処理区域内人口も減少する見込みです。



(2) 有収水量の予測

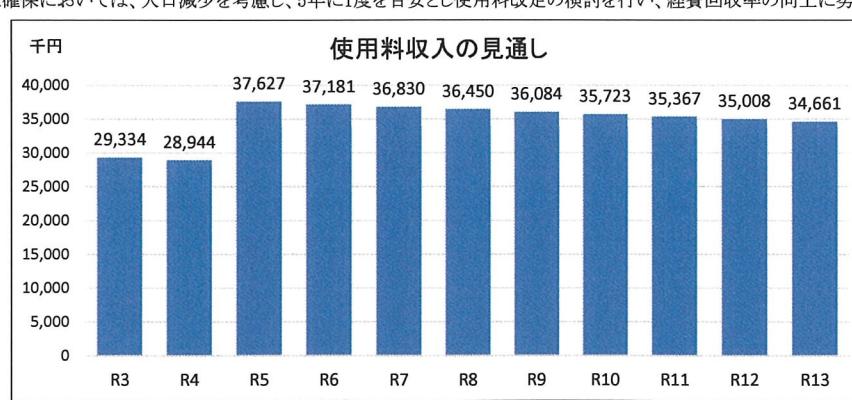
直近5ヶ年の有収水量は、ほぼ横ばいであり、農業集落排水区域で人口が増加している要因は、浄化槽設置によるものです。
今回の有収水量の予測には、以下の条件で推計を行いました。

- ①処理区域内人口予測に1人当たりの使用水量を乗じ推計を行いました。
- ②直近5ヶ年の有収水量における減少率-1%を乗じ推計を行いました。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の推計は、使用料単価に年間有収水量を乗じて算出しました。令和5年度以降の使用料単価は、令和5年4月1日から使用料改定を反映したものです。
今後の使用料収入確保においては、人口減少を考慮し、5年に1度を目安とし使用料改定の検討を行い、経費回収率の向上に努めます。



(4) 施設の見通し

平成12年度に供用を開始してから、約20年が経過し、施設・設備等の老朽化が進行しており、下水道サービスを安定的に提供していくために農業集落排水処理施設を適切に管理し、施設の延命化や改築更新の取り組みが必要です。令和4年度から機能強化対策工事を実施しています。令和5年度から維持管理適正化計画を策定し、計画的な農業集落排水処理施設の改築・更新に努めます。

(5) 組織の見通し

現状の体制を基本とし運営する見通しですが、令和6年4月1日から公営企業会計への移行に伴い、事務分担等の見直し等により、職員配置の検討が必要になります。

3. 経営の基本方針

町総合計画に掲げる「自然と共生し文化がいきづくまちづくり」を踏まえ、「奥入瀬川をはじめとした豊かな自然の保全と安全安心に暮らせる環境共生都市」の実現を基本理念とし、町汚水処理構想に基づいた整備に努めると共に、農業集落排水処理施設の維持管理と長寿命化に努めます。下水道は、生活環境の改善等、町民生活を支える重要な役割を担っており、持続可能な経営基盤の強化を図ることが重要となっています。

【経営方針】

本町は、令和5年4月1日から下水道使用料の改定を行い、適正な使用料水準となるよう努めます。また、使用料の見直し・検討を5年に1度を目安に行い、経営の健全化を図っていきます。

本町の農業集落排水施設は、約20年を経過し施設・設備の更新も必要となっていくことから、平成29年度策定の最適整備構想を基本とし、計画的な施設・設備の更新に努めます。また、令和5年度に維持管理適正化計画を策定し、維持管理費用の削減等の検討やその他事業費の平準化を図りながら運営を行っていきます。

【経営の見える化】

下水道事業を円滑に推進するためには、住民と情報を共有し相互理解を図ることが重要です。経営の状況については、「経営比較分析表の公表」を進めて見える化を図ってきました。また、令和5年4月からの下水道使用料改定に至る過程においては、「町民常任委員会」における審議、「住民説明会」、「パブリックコメント」等、住民参画の機会を図ってきました。今後さらに、「経営戦略の改定」等を通じて情報の共有を図っていきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	令和5年度に維持管理適正化計画を策定し、農業集落排水施設の維持管理コスト等の削減を行いつつ事業を実施します。 機械設備の更新については令和13年度までに更新率100%とします。 管路施設は標準耐用年数(50年)を考慮し、30年後を更新計画策定の目安とし適切な管理を行います。
-----	---

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

管渠の整備については、布設後約20年を経過しており、整備率も100%であることから、既存施設の改築更等新に重点をおき、令和5年度から維持管理適正化計画を策定し計画的な農業集落排水処理施設の更新等を行います。

令和6年度に管渠移設とマンホールポンプ・制御盤移設工事(事業費:65,000千円)を計上しています。

令和7年度に前年度の管渠移設に伴う路面復旧工事費(事業費:15,000千円)を計上しています。

令和7年度に最適整備構想計画策定委託料(事業費:5,000千円)を計上しています。

令和7年度から令和13年度にかけてマンホールポンプ・制御盤(8箇所)の更新工事(事業費:44,800千円)を順次行います。

管路施設の更新計画期間において、下表のとおり耐用年数を考慮し適切な管路施設の更新を行います。

種別	更新年数の基準設定方法	年数	
		管種	
下水道施設	HP 法定耐用年数とする。	50年	
	CP 法定耐用年数の1.2倍とする。	60年	
	PE・PRP・SUS・VP・VU 法定耐用年数の1.5倍とする。	75年	
	躯体 法定耐用年数とする。	50年	
	蓋枠（車道部）法定耐用年数とする。	15年	
	蓋枠（歩道部）法定耐用年数の1.5倍とする。	45年	
機械・電気設備	機械設備は法定耐用年数の2倍とする。 電気設備は法定耐用年数の1.5倍とする。	30年	

・投資の平準化に関する事項

【維持管理】

農業集落排水施設の適切な管理・運用をしていくため、維持管理適正化計画を策定し、計画的な施設の改築更新を実施することで持続可能な下水道サービスを提供していきます。

・その他

【不明水対策】

不明水が大量に流入すると処理能力や経費の増大、土砂の堆積など施設の維持管理に様々な影響が考えられます。カメラ調査や目視調査等により地下水の侵入箇所を特定し、下水道管の継ぎ手部(取付管含む)の管更正等必要な対策を行います。また、コンクリート枠から塩ビ製の枠への交換は引き続き行い不明水対策を実施します。

【使用料改定の有無による投資計画等について】

本試算における推計予測として使用料改定の有無に焦点をあて投資計画を策定し、経費回収率が約20%上昇したものの、依然として回収率は低い水準です。投資費用に関しては、今後の物価上昇による維持管理費の増加や各工事における費用対効果等を精査した上で計画的な更新を進めいくこととし積算しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	農業集落排水処理施設使用料を基本とし、一般会計からの繰入金を確保します。 投資については、補助事業を活用することで企業債の借入額の縮小を図ります。 使用料改定を5年に1度程度見直し・検討することで基準外繰入金の縮減を図ります。
-----	---

・財源の目標に関する事項

令和10年度まで経費回収率50%を維持し、使用料の改定や計画的な工事等による経費の削減を行い、経費回収率の向上に努めます。

・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

令和5年4月1日より使用料の改定を行います。

【改定前：月/20m³:2,640円(税込) → 改定後：月/20m³:3,558円(税込)】

使用料に見直し・検討は5年に1度程度を目安とします。

・企業債に関する事項

単独・補助事業の建設改良費の充当率分と資本費平準化債を計上しています。

更新工事に対する起債は、各工事一律15年償還(利率0.3%)で計上しています。

・繰入金に関する事項

使用料収入で賄えない維持管理費用を計上しています。

地方公営企業繰出基準に基づく高資本対策に要する経費、分流式下水道に要する経費を計上しています。

地方公営企業繰出基準に基づく分流式下水道に要する経費の対象とならない経費を計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項

現組織体制による職員の数としました。

・修繕費に関する事項

公共までの交換に係る費用を計上しました。

・委託費に関する事項

経費削減繋がる民間委託等は不透明なため、現状の委託費を計上しました。

・企業債の元金償還金

過去に借り入れた企業債の償還が順次終了するため減少傾向となっています。

令和4年度の機能強化対策工事に係る費用の償還時には一時償還額が上昇しますが、その後は減少傾向となっていきます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化に関して、将来的に実現可能かを長期的な視点で調査・検討を行っていきます。最適化に関して、既存の施設・整備についての更新を行うに当たり、性能(サイズ・能力等)の合理化に取り組むことにより経費の節減に努めます。
投資の平準化に関する事項	維持管理適正化計画を策定し、施設の老朽化と更新需要を的確に把握し、計画的な更新を実施することで投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点では、PPPやPFIの導入は予定していませんが、制度や費用対効果などの情報収集を行っていきます。
その他の取組	農業集落排水施設等の耐震化等を検討していく必要があります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和5年度から使用料の改定を実施し、一般会計繰入金の抑制を図っていきます。5年に1度程度、使用料見直しの検討又は改定を行い経営の適正化を図っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	土地を有する施設はありますが、現時点で収入増加に繋がる取り組みはありません。随時検討を行っていきます。
その他の取組	国の補助事業等を活用し、財源確保を行っていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	維持管理業務の民間委託を継続しますが、必要に応じて包括的民間委託導入の検討を行っていきます。
職員給与費に関する事項	下水道担当は、必要最小限の人数で対応予定ですが、必要に応じて職員数の増減を行っていきます。
動力費に関する事項	動力費は、上昇率3%と見込んでいます。動力費は上昇傾向で推移する予測としており、電気料金等の契約の見直しや機器更新の際には、高効率・省電力型の機器の導入等を検討し電気代の削減に努めます。
薬品費に関する事項	委託に含むため、委託費の中で検討を行いますが、処理水の水質に配慮し、品質と価格の両面においてバランスの良い製品を活用していきます。
修繕費に関する事項	修繕費は継続するものとしています。効率的な修繕計画を検討・実施していきます。
委託費に関する事項	委託業務について、さらなる効率化・統合を図り、経費の削減を図っていきます。
その他の取組	該当ありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	計画のローリング(定期的な見直し)について、5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しを行っていきます。 毎年度末、進捗管理目標や計画の達成状況について、投資・財政計画と実績の乖離やその原因に対する分析等を行いつつ、実施手法の改善や計画の見直しの検討していくものとし、その結果を次期経営戦略へ反映させていくこととします。
---------------------	--

投資・財政計画
(收支計画)

(単位:千円、%)

区分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		年	度				R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	66,289	69,253	72,434	77,716	87,876	86,905	90,924	91,752	96,695	97,779	95,466	92,556		
	(1) 営 業 収 益 (B)	29,558	29,346	28,944	37,627	37,181	36,830	36,450	36,084	35,723	35,367	35,008	34,661		
	ア 料 金 収 入	29,540	29,334	28,944	37,627	37,181	36,830	36,450	36,084	35,723	35,367	35,008	34,661		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他	18	12	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 営 業 外 収 益	36,731	39,907	43,490	40,089	50,695	50,075	54,474	55,668	60,972	62,412	60,458	57,895		
	ア 他 会 計 繰 入 金	35,430	35,906	38,590	36,789	47,395	50,075	54,474	55,668	60,972	62,412	60,458	57,895		
	イ そ の 他	1,301	4,001	4,900	3,300	3,300	0								
収益的 収支	2 総 費 用 (D)	44,826	46,690	51,377	51,165	51,262	48,295	48,648	49,288	54,103	55,047	56,076	57,291		
	(1) 営 業 費 用	34,538	34,539	39,348	41,141	42,277	43,493	44,756	46,059	47,400	48,780	50,202	51,668		
	ア 職 員 給 与 費	3,848	3,380	3,746	4,229	4,401	4,515	4,642	4,774	4,910	5,050	5,193	5,341		
	うち 退職手当														
	イ そ の 他	30,690	31,159	35,602	36,912	37,876	38,978	40,114	41,285	42,490	43,730	45,009	46,327		
	(2) 営 業 外 費 用	10,288	12,151	12,029	10,024	8,985	4,802	3,892	3,229	6,703	6,267	5,874	5,623		
	ア 支 払 利 息	8,260	7,272	6,333	5,568	4,570	3,689	2,774	2,112	1,703	1,267	874	623		
	うち 一時借入金利息														
資本的 収入	イ そ の 他	2,028	4,879	5,696	4,456	4,415	1,113	1,118	1,117	5,000	5,000	5,000	5,000		
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	21,463	22,563	21,057	26,551	36,614	38,610	42,276	42,464	42,592	42,732	39,390	35,265		
	1 資 本 的 収 入 (F)	55,467	63,963	207,699	53,769	109,167	75,409	42,980	30,408	15,615	15,261	11,229	9,052		
	(1) 地 方 債	26,200	37,200	108,900	21,000	95,300	45,400	28,300	18,500	4,000	4,100	3,000	1,800		
	うち 資本費平準化債	18,900	21,600	19,900	21,000	30,300	30,900	14,300	4,500	4,000	4,100	0			
	(2) 他 会 計 補 助 金	28,967	24,663	23,199	26,269	13,867	27,509	14,680	11,908	11,615	11,161	8,229	7,252		
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資本的 収支	(5) 国(都道府県)補助金	300	2,100	75,600	6,500	0	2,500	0	0	0	0	0	0		
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 資 本 的 支 出 (G)	76,592	86,860	231,657	80,320	145,781	114,019	85,256	72,872	58,207	57,993	50,619	44,317		
	(1) 建 設 改 良 費	10,025	17,668	161,140	7,230	65,000	32,000	14,000	14,000	0	0	3,000	1,800		
	うち 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 地 方 債 償 返 金 (H)	66,567	69,192	70,517	73,090	80,781	82,019	71,256	58,872	58,207	57,993	47,619	42,517		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資本的 支出	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 21,125	△ 22,897	△ 23,958	△ 26,551	△ 36,614	△ 38,610	△ 42,276	△ 42,464	△ 42,592	△ 42,732	△ 39,390	△ 35,265		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 334				0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	2,998	3,335	2,901	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,335	2,901	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰り越すべき財源(O)	O	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	黒字(P)	3,335	2,901	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)	赤字(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率((Q) / (B)-(C) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率((A) / (D)+(H) × 100)		60	60	59	63	67	67	76	85	86	86	92	93	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額(R)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益一受託工事収益(B)-(C)(S)		29,558	29,346	28,944	37,627	37,181	36,830	36,450	36,084	35,723	35,367	35,008	34,661	
地方財政法による資金不足の比率((R)/(S)×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(T)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(U)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(V)		29,558	29,346	28,944	37,627	37,181	36,830	36,450	36,084	35,723	35,367	35,008	34,661	
健全化法第22条により算定した資金不足比率((T)/(V)×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高(W)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高(X)		505,785	477,793	525,176	472,286	490,106	453,487	410,531	370,159	315,952	262,059	217,440	176,723	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	収益的収支分	うち基準内繰入金	35,430	35,906	38,590	36,789	47,395	50,075	54,474	55,668	60,972	62,412	60,458	57,895
	うち基準外繰入金	32,630	29,614	33,575	34,658	43,435	41,928	44,537	44,083	43,825	43,550	39,837	35,484	
	うち基準外繰入金	2,800	6,292	5,015	2,131	3,960	8,147	9,937	11,585	17,147	18,862	20,621	22,411	
資本的収支分	うち基準内繰入金	28,967	24,663	23,199	26,269	13,867	27,509	14,680	11,908	11,615	11,161	8,229	7,252	
	うち基準外繰入金	28,967	24,663	23,199	26,269	13,867	27,509	14,680	11,908	11,615	11,161	8,229	7,252	
合 計		64,397	60,569	61,789	63,058	61,262	77,584	69,154	67,576	72,587	73,573	68,687	65,147	

経営比較分析表（令和3年度決算）

青森県 おいらせ町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	12.88	96.16	2,640

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
25,324	71.96	351.92
處理区域内人口(人)	處理区域面積(km ²)	處理区域内人口密度(人/km ²)

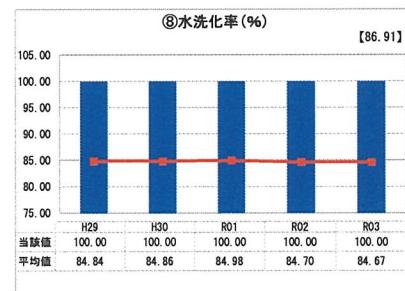
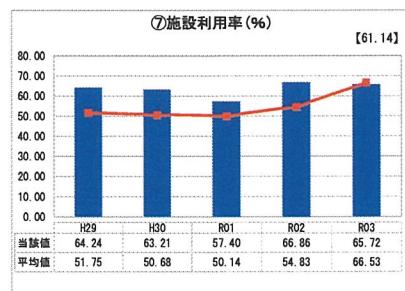
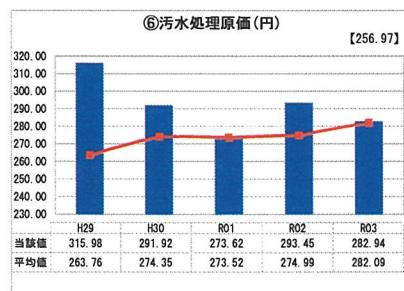
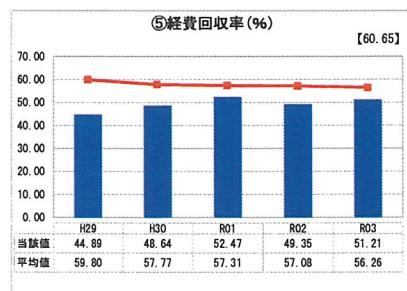
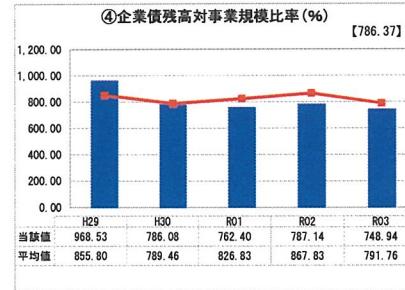
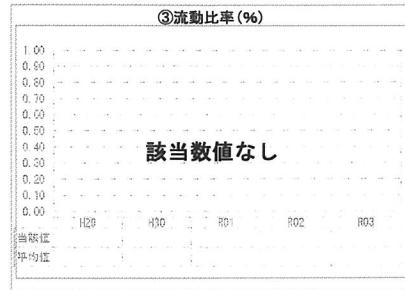
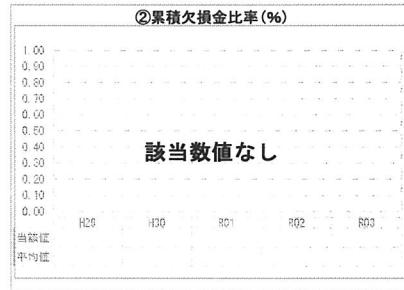
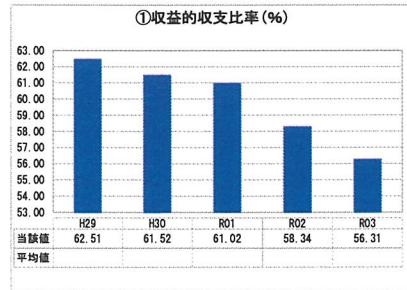
グラフ凡例		
■ 当該団体値 (当該値)	-	類似団体平均値 (平均値)
【】	令和3年度全国平均	

分析欄

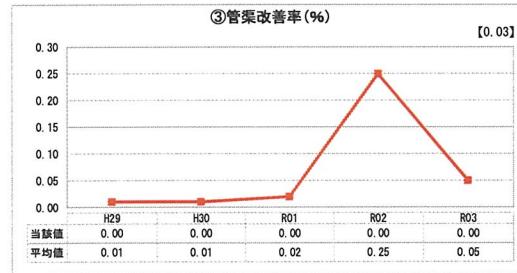
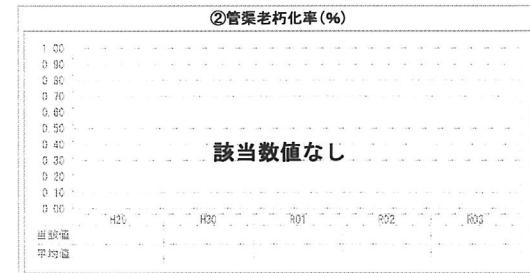
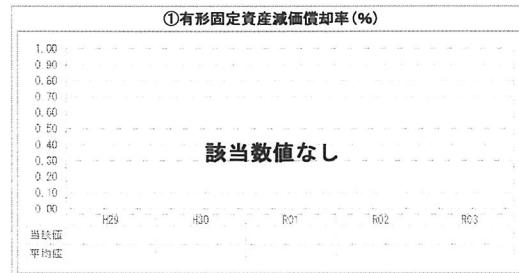
1. 経営の健全性・効率性について

- 収益的収支比率は、前年度と比較して約2%減となっており、これは事務委託費や法適用化移行のための委託費の増が主な要因である。
- 経費回収率は、類似団体平均値と比較し若干低い。令和5年4月1日から使用料改定を行い経費回収率の向上に努める。
- 汚水処理原価は、類似団体平均値と比較しほぼ同額となってきており改善傾向が見られる。
- 企業債残高対事業規模比率は、依然高い状態ではあるが、類似団体平均値より低い数値である。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



* 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

全体総括

- 企業債残高は改善傾向はあるが、高い水準であることに留意する必要がある。
- 経営面での改善努力は引き続き行う。
- 将来に向け施設等の更新計画における支出や経費削減に努め収入面においても使用料の改定等を行って安定的な財源を確保する必要がある。